

警 務 第 1 3 5 号
令 和 3 年 7 月 8 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

感染症拡大防止のための在宅勤務の実施について（通達）

新型コロナウイルスその他の感染症拡大の防止を図るため、感染が疑われる職員に対して在宅勤務を命ずる必要がある場合においては、「青森県警察職員在宅勤務実施要領の制定について」（令和3年7月8日付け警務第134号。以下「要領」という。）に基づき在宅勤務を実施するものとする。この場合においては、要領第3の手続によることなく、当該実施所属において別記様式「在宅勤務管理表」により実施状況を管理すること。

担当 警務課企画係

※ 別記様式省略